

みんなで
支え合う
ために

65歳以上の人の 介護保険料

必要なときが
くるかも

そのためにも
納めないとな



介護保険は、40歳以上の皆さんが納める保険料と公費を財源に運営しています。介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

ここでは、65歳以上の人の保険料について紹介します。

いつから納めるの？

65歳以上の人の保険料は、65歳になった月（誕生日の前日）が属する月）分から納めます。

※40歳以上65歳未満の人は、加入している医療保険に上乗せされています。

保険料の決まり方は？

平成24年度から26年度の3年間の、介護サービスに掛かる費用の総額を見込んで算出した「基準額」があります。これを基に、本人や世帯の前年の所得状況などに応じて算定されます（別表）。

保険料の納め方は？

保険料の納め方は、年金から天引きする特別徴収と、納付書または口座振替により納付する普通徴収があります。

●特別徴収（年金天引き）

老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円以上の人は、年金の定期払いのときに保険料が天引きになります。

●普通徴収（納付書、口座振替）

年金額が年額18万円未満の人は普通徴収となります。市から送付される納付書、または口座振替により納付してください。口座振替を希望する人は、通帳と届け出印を持って、納付書に

記載のある金融機関で申し込んでください。

年金額が18万円以上の人でも、次のようなときには一定の期間、普通徴収となります。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他市町村から転入した
- 修正申告などにより所得段階が変更になった
- 年金差し止めなどにより年金の支給が一時停止された

介護保険料納付書・保険料額決定通知書の送付

保険料の納付書は6月中旬に郵送します。届いたら確認の上、納付してください。特別徴収や口座振替の人には、保険料額決定通知書を郵送します。

保険料の納付先・納期限

市役所本庁または各支所、金融機関、郵便局で納付できます。普通徴収の納期は、6月から翌年1月までの年8回に分かれています。納期限は、各月の末日（12月は25日）です。

※納期限が休日の場合は翌営業日です。

保険料の納め忘れに注意

特別な理由がなく保険料を滞納（1年以上）していると、介護サービスを利用するときに、費

用の全額立て替え払いや、保険給付の一時差し止め、利用者負担割合の引き上げ（1割から3割）などの措置が取られます。保険料の未納は本人だけで終わる問題ではありません。配偶者や世帯主にも、連帯納付義務があると定められています。本

人が亡くなった場合も、相続によって保険料の債務は承継されます。忘れずに納付してください。

問い合わせ先

高齢者福祉課介護保険班

☎ 62・5308

【別表】各所得段階における介護保険料（平成24～26年度）

所得段階	対 象	保険料率	保険料額	
			年 額	月 額
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合	基準額×0.5	25,800円	2,150円
第2段階	合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	25,800円	2,150円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税	基準額×0.65	33,540円	2,795円
第4段階	合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.75	38,700円	3,225円
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税	基準額×0.9	46,440円	3,870円
第6段階	第5段階以外の人	基準額	51,600円	4,300円
第7段階	合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	59,340円	4,945円
第8段階	●本人が市民税課税	基準額×1.25	64,500円	5,375円
第9段階	合計所得金額が190万円以上500万円未満の人	基準額×1.5	77,400円	6,450円
第10段階	合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.75	90,300円	7,525円